

設計業務にかかる四日市港管理組合の発注基準について

(平成28年6月1日改正)

設計業務の指名・発注にあたっては、下記事項及び別紙発注基準によることとする。

記

- ① 管理技術者及び照査技術者として、別紙発注基準の業務の区分に対応した技術者を配置すること。
- ② 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。
- ③ 管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。
- ④ 発注方法の選定については、「設計業務にかかる発注方式選定フロー」による。なお、総合評価方式の対象は、「四日市港管理組合総合評価方式の運用ガイドライン」によるものとする。
- ⑤ 測量業務を合冊発注する場合は測量業務相当額を考慮し、測量業務発注基準に留意するとともに、測量の有資格者の配置確認も行うこと。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。